

広告表示を確認しましょう

通信販売では広告が購入の決め手になるため、以下の項目等を広告に表示する必要があります。
(ただし、消費者に求められて以下を記載した書面を遅滞なく提供すれば、広告は一部省略可能)

1. 販売価格 (送料についても表示が必要)
2. 代金の支払時期及び方法
3. 商品の引渡し時期 (「〇月〇日まで」や、「〇日以内」等、明確な表示が必要)
4. 返品特約 (返品できるかどうか、どのような場合に返品できるか表示が必要)
なお、「特定商取引法」が改正 (平成21年12月1日から施行予定) され、
法改正後は、返品条件について表示されていない場合は、8日間は解除ができることになります。
ただし、商品を返送する送料は消費者が負担する必要があります。
5. 事業者の氏名 (名称)、住所、電話番号
詳しくは、特定商取引法の「通信販売に対する規制」をご確認ください。
消費生活安心ガイドホームページ <http://www.no-trouble.jp/>
個人間売買には上記のような表示義務はなく、自己責任が求められます。

トラブル事例 インターネットショッピングでは、下記のようなトラブル事例もあります。

- ◆ 入金したのに商品が届かず、相手に連絡がとれなくなった！
- ◆ 業者に返品の申し出をしたいが、話中ばかりで電話がつながりにくい！
- ◆ 届いた商品が注文したものと異なる！商品が壊れていた！
- ◆ インターネット・オークションのIDを第三者に不正利用された！
- ◆ インターネット・オークションの出品商品を送ったが、壊れていた、届かない等の苦情を受けた！

注意しましょう！

- ◆ 事前に、商品の内容や、相手の連絡先、返品特約等をよく確認しましょう。
- ◆ 申込画面や連絡先等は、保存や印刷をして証拠を残しておきましょう。
- ◆ 代金引換郵便制度の利用等、入金だけが先にならない方法も考えてみましょう。ただし、そのような方法でもトラブルの可能性はあり万全ではありません。
- ◆ 電子メール、振込の控え、宅配便の伝票等証拠を必ず残しておきましょう。

十分に注意をしても、トラブルに遭う可能性はあります。事前にリスクも含めてよく検討してください。

不審に思うことがあれば、取引をやめましょう。詳しくは、市民総合相談課 (市民生活センター) までご相談ください。(個人間売買は、法律相談でアドバイスを受けることになります。)

広告



田尻司法書士事務所

お気軽にご相談下さい！

債務整理 (過払い・借金)
相続 / 遺言 / 成年後見 / 登記手続

TEL:075-393-1550

西京区山田四ノ坪町1番地6
〔西京区役所前 交差点西へすぐ〕

<http://www.ts-shihoushoshi.com>

田尻司法書士事務所 検索

広告



Sun Light

グラフィックデザイン・各種印刷物
特殊印刷・加工・各種販促品
企画・製造・経本・掛け軸・巻物

611-0002 京都府宇治市木幡平尾29-16
携帯 090-3966-8411 E-mail sunlight@festa.ocn.ne.jp